

ブラジル日本商工会議所、通称カマラの政策対話委員長を務めております、伯国三菱商事社長の松永です。本日は、貴重なプレゼン機会を与えて頂き、誠に有難うございます。これより、カマラが取り組んでおります政策提言活動 AGIR に基づく商工サービス省 (MDIC) との政策対話、ならびにカマラ食品部会による農業・食品分野における提言活動についてご説明させていただきます。

(活動の目的、組織体制、AGIR48 項目の策定経緯)

AGIR、これは Action plan for Greater Investment Realization の略ですが、この活動は、ブラジル進出日本企業の立場で、ブラジルコストの改善やブラジル産業の国際競争力強化に向けてブラジル側と一緒に何ができるのかについて提案・議論を行なう為の活動で、結果として日本企業によるブラジルへの更なる投資実現と日伯間の新たなビジネス機会の創出を目指そうとするものです。

この目的の実現に向け、カマラでは一昨年、政策対話委員会を設立し、その傘下に「産業競争力強化・中小企業育成」、「インフラストラクチャー」、「課税」、「労働」、「通関」の 5 つのワーキンググループを設け、両国経済が共に繁栄し得る為の具体的な改善提案書を取り纏めるべく半年間に亘り協議を重ねてきました。そして、昨年 3 月、48 項目からなる提言書を取り纏めた次第です。尚、48 項目の内、主要な提言につきましては、皆様にお配りしておりますので、後程ご参照頂ければと思います。

(ブラジル産業界との協調関係)

本提言は、私ども進出日系企業の観点だけでなくブラジル産業界にも共通する課題であると認識しており、提言の策定過程において、CNIの助言を仰ぎ、彼らが纏めた提言書を参照させていただくなど、ブラジル産業界の問題意識や提言内容を念頭に置きながら議論を進めてまいりました。

また、昨年5月にリオで開催された第5回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議においても、本活動をご説明申しあげ、両国のハイレベル経済人から認知を得ると共に、AGIRに関する意見交換を継続していくが合意されました。カマラといたしましては、本活動を通じて日伯両国経済が共に発展し得るウィン・ウインの関係を築いてまいりたいと切に願っております。

(優先提言5項目に基づく政策対話への取り組み)

さて、ご説明のとおり、AGIRは5分野にわたる計48項目からなる提言ですが、カマラではこの中からまず、現在ブラジル産業界が抱える課題と、その改善に向け日本がよりブラジルに貢献できる提案という観点から2分野、5項目を優先提言項目に選定し、MDICとの政策対話に取り組んでおります。

それでは、優先5項目の内容について簡単にご説明申しあげます。

まず一つ目の分野は、主として自動車産業に焦点を当てたもので、「ブラジル裾野産業の育成・中小企業の進出促進」を図るための提言として、この中で3つの項目を挙げております。

一つ目は、「1) 部品メーカーへの税制優遇等、中小企業支援施策の策定」です。

現状、日系自動車メーカーから見たブラジルサプライヤーの技術力、工場力(品質、価格、納期)、設備力は日本企業が要求する水準を必ずしも満たしていないのが実情です。そこで、カマラでは、輸入部品に頼らずにローカルサプライヤーとの取引拡大を図るべく、部品メーカーが利用可能な各種中小企業支援施策の策定を提案しております。

二つ目は、より高いマネジメントスキルを持つエンジニアの養成の必要性を挙げ、
「2)裾野産業における人材育成の促進」を提案しております。

これらの中小企業支援と人材育成につきましては MDIC から特に高い関心が寄せられておりますことから、ローカルサプライヤーが直面する設備面、技術面における課題とその対応策、中小製造業の税務負担の軽減に向けた Simples Nacional 制度の改善等について協議を重ねております。

三つ目は、**「3)利便性のある経済特区、輸出促進特区の設置と効果的な運用」**です。

経営資源が限られる中小企業にとって、煩雑な手続きや大きなコスト負担を強いられるブラジルへの進出には大変難しいものがあり、アジア諸国等で自動車産業のサプライチェーンを支えている高い技術力を持った日本の中小企業のブラジル進出は現状、殆ど無い状況です。

現在ブラジルでは、北東部を中心に自動車産業を対象とするフリーゾーンや輸出促進特区が設けられていますが、大消費地且つ大工業地帯であるサンパウロ周辺にも同様に、各種

税制恩典等を提供する経済特区や輸出促進特区を設けて頂きたいと提言しております。本件につきましては、現在、こうした内容等が盛り込まれた改正法案が国会に上程されていると伺っており、その進捗に大いに期待しております。

一方、輸出促進策として従来からドローバックという制度がありますが、制度としては企業側のメリットが多く、他国のものと比べても魅力的なものである一方、利用条件を満たすための作業負担等が大きいため、敢えて利用を見合わせている企業が多い状況です。

実はちょうど一週間前の先週水曜日にサンパウロにおいて、本制度の改善に向けた政府の取組みについて MDIC の担当者からカマラ並びに Sindipeccas の会員計250社に対しドローバック制度の現行の内容を説明いただきました。同制度の改善策については、引き続き MDIC と協議を行なっていく所存です。

二つ目の分野は、「インフラ整備の促進」を図るための提言で、この中で2つの項目を挙げております。

一つ目の項目は、金融制度改革を提言するもので、「4)海外投資家に対するインフラ投資環境の改善として、外貨導入によるインフラ整備の促進」です。

現状、ブラジルにおけるインフラ投資は現地通貨建てが前提条件となっている為、外貨による投資機会は限定的なケースでしか得られておりません。そこで、ブラジルには多くの有望なインフラ投資案件があることを踏まえ、外貨での投資、並びに

外貨建てによる収入を可能とする制度の構築を提案しております。

優先5項目の最後の提言になりますが、インフラ整備促進の為の二つの目の項目として、「**5) 効率的な電力使用環境の構築に向けたスマートグリッドの導入**」を提案しております。

本件については、すでに MDIC においてワーキンググループの発足やファンドの設立などの対策が進められていると伺っており、日本企業はこの分野において多方面における知見を持っておりますことから、今後、ブラジル政府が本施策を推進されるにあたり、カマラからの情報提供が必要でしたら気兼ねなくお声掛けいただければと存じます。カマラとして可能な限りのご協力をさせていただきたく所存です。

(農業・食品分野における政策提言)

さて、カマラでは現在、業種別に11の部会を設けておりますが、食料品メーカー等で構成する食品部会におきましては、農業大国としてのブラジルの大きなポテンシャルを見据えたうえでの政策提言活動に取り組んでおります。

食品部会では、

- 1) 世界最大級の農業大国であるブラジルには、輸出産品において出荷量一位のものが多数あること、
- 2) 加工野菜の輸出や価値の高い果物において大きな事業展開の可能性があること、

- 3) 日本の技術や歴史的な仕組みを共有することでブラジルの農業とその関連産業がさらに発展する大きなチャンスがあること、
- 4) これによって季節や天候、他国の収穫量による相場などにも影響を受けにくい、競争力のある農業と関連産業が構築され、長期にわたるブラジルの基盤強化へ貢献できること、
- を根拠に、「世界に冠たる農業大国としての更なる発展に向けて」をテーマに掲げ、次の5つの成果に向けた両国の協力活動を提言しています。

一つ目は、「農産品に価値を付与し、生産量や世界相場に影響を受けにくい事業の展開」。

二つ目は、「小規模農家を支援し、これまで以上の品種を輸出できる農業事業の展開」。

三つ目は、「分析技術の強化を通じ、迅速で安心な輸出事業の展開」。

四つ目は、「高品質の畜産物を世界に供給する輸出大国としての地位の更なる向上」。

最後の五つ目として、「様々な肉製品による価値ある市場の形成と市場 活性化」。

食品部会では、これら5つを成果目標に挙げ、それぞれについて、具体的な提言を去る2月にパルマスで開催されました

第2回日伯農業・食料対話で発表し、マトピバ地域を構成する4州の知事方々から高い関心をお寄せいただきました。

同部会では、特に、●農産物の二次加工、●残留農薬の分析とその技術を持った人材の育成、●動物栄養による畜産物の価値の向上、●鳥のサイズの均一化による輸出の拡大と鳥インフルエンザの防止策、などのテーマに関心が有り、今後、協力可能な取組み等について具体的な提案を行ない、農業・食品産業の発展に貢献してまいりたいと思っております。

(議員諸氏の理解と力添えのお願い)

以上、カマラが現在取り組んでおります政策提言活動についてご説明申しあげましたが、ブラジルのあらゆる産業の競争力強化を図るには、課税、労働分野をはじめ、企業が日々直面するいわゆるブラジルコストの是正が不可欠です。

まず税制においては、ICMS制度の抜本的改革を強く求めます。輸出企業や州間取引が多い企業などに構造的にICMSクレジットが蓄積する制度となっていることから、CONFAZ(国家財政政策審議会)施策等により州間税率を統一し、クレジットが蓄積しないよう制度改定を是非お願いしたいと思います。

さらに、ICMSに係わる代行納税制度の廃止を強く求めます。本来、各流通業者や最終消費者が負担すべきICMSを、最初の取引時点において推定マージン率により一括徴収する代行納税制度は、ICMSが導入されてから5年後の1972年に制度化されたものと伺っておりますが、代行納税者となる製造業者の経営活動に過剰な負担を強いるものであり、適正な税負

担の観点から不合理なものでございます。各流通段階における実際の付加価値に応じて、各流通業者が納税する、本来あるべき制度へ戻していただきたく存じます。

また、国際的な価格競争力並びにビジネスの成立性をも失わせかねない移転価格税制の見直しも不可欠であると考えております。現在、ブラジル固有の移転価格税制の存在が故に、ブラジルへの新規投資をためらったり、既に進出しているも、ブラジル国内での生産活動を避け、他国から直接ブラジルの第三者企業に販売して本税制を回避する形態を採っている日本企業が数多くございます。是非とも、OECDガイドラインに準拠した移転価格制度に改定いただければと考えております。

これらの制度改定により、事業活動の活発化による雇用と税収の拡大、さらに、新技術の導入や既存技術の高度化により国家全体の産業競争力に飛躍的発展がもたらされるものと強く期待するところでございます。

一方、労働分野においては、従業員の安定雇用を図ると共に、従業員のニーズやビジネス環境の変化に対応し得る柔軟な人事管理制度を導入・運用していくことが企業の生産性や技術力を維持・強化する上で大変重要となりますが、現行の統一労働法の下では、こうした対応を取ることが極めて困難です。

特に賃金につきましては、最低賃金のみならず管理職を含む全従業員についてインフレと過去GDPに基づく昇給率が実態上義務付けられている状況にありますが、企業成長率を上回る昇給率が団体交渉を通じて半ば強制的に課されることで

企業の財務基盤は年々弱体化、設備更新や研究開発、人材育成など次への成長に向けた投資余力は減退し、企業競争力は徐々に衰退してまいります。この状況を早期に是正しなければ問題は一企業に止まらず、引いてはブラジルの国力をも衰退に導く極めて深刻な事態を引き起こすものと危惧しております。

企業業績と乖離して増え続ける人件費負担を軽減するため多くの企業では、一定の給与水準を超えた社員を已む無く解雇する状況にあります。いつ解雇されるか分からない環境では、安定雇用を期待し得ず、キャリア形成や技術習得の機会を失うばかりか、解雇不安を抱えながら日常生活を送ることとなり、結果として政府が望む労働者保護が果たせない状況に陥ってしまうのではないかと考えざるを得ません。カマラといたしましては、産業競争力を維持し、従業員の雇用や生活の安定を図っていくためには、産業界と労働組合が協調しながら現状の改善に取り組んでいくことが極めて重要だと認識しており、是非とも政府にその調整役をお務めいただきたくお願い申しあげる次第でございます。

カマラといたしましては、すべての産業に係わるこうした重要課題につきましても政策提言に取り組み、ブラジルコスト是正による産業再生、そして、その成果を日伯企業間のビジネス機会の拡大に結び付けていくことを目的に、引き続きAGIRを通じた協力活動に取り組んで参る所存です。

その実現には、関係法の改正や新たな法律の策定が望まれるケースも出てくると存じますので、議員諸氏におかれましては本活動の意図を何卒ご理解いただき、両国経済ならびにビジ

ネス関係の強化・拡大に向け特段のお力添えを賜りますよう
切にお願い申しあげる次第でございます。
私からのご説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。